

証年 1916 590

芳秋乙第 四〇號

大正十二年三月十四日

白水屋吳服店洋服裁縫部労働争議ニ関スル件

日本橋區通一丁目八番地所在標記洋服裁縫部職工等ハ若干年
十月改任セル同部監督安部太郎ノ監督甚ク之ヲ嚴重ナルヨ
リ不平ヲ抱キ之レヲ排斥セントノ氣配アリシカモ若月十八日左記要求
條項決議案ヲ作成シ之ヲ藤本作へ請地半次郎代表者トシテ白
木屋本店ニ提出セリ

要求條項決議案

第一條 安部氏監督不信任ノ件

第二條 退職慰勞金支給スルコト

但シ一年以上年金三十拾圓五ヶ年以上八年金五十圓六ヶ年以上ハ

年金百圓ノ割ニシテ給與スルコト